

部長及び参事官  
殿  
所 属 長

県 民 発 第 5 4 号  
令和 8 年 3 月 5 日  
10年保存（口訓）  
本 部 長

高知県警察訓令等公表に関する要綱の制定について（通達甲）

県警察における訓令及び県警察の施策を示す通達の公表については、「高知県警察訓令等公表に関する要綱の制定について（通達甲）」（平成28年1月19日県民発第23号。以下「旧通達甲」という。）に基づき運用してきたところであるが、旧通達甲の有効期間を考慮するとともに所要の見直しを行い、引き続き別添のとおり「高知県警察訓令等公表に関する要綱」を定め、令和8年3月5日から実施することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、この通達甲の実施をもって旧通達甲は廃止する。

## 別添

### 高知県警察訓令等公表に関する要綱

#### 第1 目的

この要綱は、警察行政の透明性を確保し、県民に対する説明責任を果たすため、県警察の訓令及び県警察の施策を示す通達について、原則として公表することにより、県民の理解と協力の下に警察行政を円滑に運営することを目的とする。

#### 第2 用語の定義

この要綱における用語の定義は、次に掲げるとおりとする。

##### 1 通達

通達甲及び通達乙のうち、県警察又は職員の職務運営に関する命令事項及び法令の解釈、運用等に関する示達事項等を内容とするものをいい、単なる連絡、通知等を内容とするものは含まない。

○ 通達に該当しないものの例

- ・ 法令成立の通知（解釈・運用等に関する事項を含まないもの）
- ・ 会議等の開催通知

##### 2 県警察の施策を示す通達

県警察が発出する通達のうち、次に掲げるものを除いたものをいう。

(1) 県警察の内部管理（人事、会計、給与、福利厚生、施設、教養等をいう。）に関する通達

- (例) 職員の勤務時間等に関するもの  
職員の給与支給の手続に関するもの  
県警察における予算執行の手続に関するもの

(2) 専ら技術的・補足的事項を定める通達

- (例) 電算システムに関する技術的事項を定めるもの（コード表の制定、入力帳票の記入要領等）  
犯罪手口や統計の分類方法を定めるもの

(3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、県民生活に影響を及ぼさない通達

- (例) 業務に関する報告様式等報告要領を定めたもの

#### 第3 公表範囲

1 訓令及び県警察の施策を示す通達（以下「訓令等」という。）のうち、高知県情報公開条例（平成2年県条例第1号）第6条各号に掲げる非開示情報（以下「非開示情報」という。）を含まないものについては、原則として全文を公表するものとする。

2 訓令等のうち、非開示情報を含むものについては、その名称及び概要を公

表するものとする。ただし、訓令等の名称に非開示情報が含まれる場合及び非開示情報を明らかにすることなく訓令等の概要を作成することができない場合は、名称及び概要とも公表しないこととする。

- 3 県警察の施策を示す通達には該当しない通達についても、県民の関心の高い事項を内容とするもの等については、この要綱の目的に照らし、可能な限り幅広く公表するよう努めるものとする。

#### 第4 公表時期及び公表期間

公表の時期及び期間については、次のとおりとする。

- 1 訓令等については、発出後速やかに公表することとする。ただし、発出後速やかに公表することが適当でない事情がある場合は、当該事情がなくなった後速やかに公表することとする。
- 2 訓令等の公表期間は、当該訓令等が効力を有する期間とし、公表した訓令等を廃止したときは、速やかに第6の1(2)に定める措置を執るものとする。

#### 第5 複数の所属が共管する訓令等の公表について

所属長は、他の所属と共管する訓令等を公表しようとする場合は、当該他の所属の長と協議するものとする。

#### 第6 公表等の手続

##### 1 掲載等依頼

###### (1) 新規掲載依頼

所属長は、訓令等を公表しようとするときは、別記第1号様式の訓令等のホームページへの掲載依頼書（以下「掲載依頼書」という。）及び当該訓令等の全文又は概要を、県民支援相談課長に提出するものとする。

###### (2) 削除依頼

所属長は、公表した訓令等を削除する必要があるときは、別記第2号様式の訓令等のホームページからの削除依頼書を、県民支援相談課長に提出するものとする。

###### (3) 変更依頼

所属長は、既に公表されている訓令等の内容に変更が生じたときは、掲載依頼書及び当該訓令等の変更後の全文又は概要を、県民支援相談課長に提出するものとする。

##### 2 掲載等処理

県民支援相談課長は、1の掲載等依頼を受けたときは、速やかに当該訓令等を県警察のホームページに掲載する等依頼内容に応じた適宜の措置を講じるものとする。

## 別記

### 第1号様式（第6関係）

訓令等のホームページへの掲載依頼書

年 月 日  
○ ○ 課

区 分	<input type="checkbox"/> 新規掲載 <input type="checkbox"/> 変更
文書名（種別）	（訓令・通達甲・通達乙）
発出年月日	年 月 日（最終改正 年 月 日）
文書番号	
公表範囲	<input type="checkbox"/> 全文 <input type="checkbox"/> 概要
特記事項	
担当者	係名： 氏名：

#### 備考

- 1 該当する□にレ印を記入すること。
- 2 「特記事項」欄は、ホームページの掲載に関し希望する事項（特定の日に掲載を希望する場合等）があれば、当該事項を記載すること。

ファイル名	
掲 載 日	
省 略	別表・別記様式

（県民支援相談課使用欄）

**第2号様式**（第6関係）

訓令等のホームページからの削除依頼書

年 月 日

○ ○ 課

文書名（種別）	(訓令・通達甲・通達乙)
発出年月日	年 月 日（最終改正 年 月 日）
文書番号	
特記事項	
担当者	係名： 氏名：

備考 「特記事項」欄は、ホームページからの削除に関し希望する事項（特定の日に削除を希望する場合等）があれば、当該事項を記載すること。

ファイル名	
削除日	

（県民支援相談課使用欄）